

## 1. 入院基本料に関する事項

当院は、「入院基本料の施設基準」のうち次の項目に適合しています。

療養病棟入院基本料1(20対1看護配置、20対1看護補助配置)

当病棟では一日に23人以上の看護職員及び看護補助者が勤務しています。

1日平均入院患者数152人(令和6年7月～令和7年6月)

尚、時間帯別の配置は下記の通りです。

9:00～17:00 看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち患者数は14人以内

17:00～深夜1:00 看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち患者数は26人以内

深夜1:00～朝9:00 看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち患者数は26人以内

※夜勤は2勤務分のカウントで、各病棟看護師・看護補助者を2名ずつ配置

## 2. その他の施設基準適合性に関する項目

当院は、次の各項目について施設基準等に適合しております。

### ・入院基本料の施設基準に係る届出

- (1) 療養病棟療養環境加算1
- (2) 認知症ケア加算3
- (3) 看護補助体制充実加算1
- (4) 診療録管理体制加算3
- (5) データ提出加算1・3
- (6) 感染対策向上加算3
- (7) サーベイランス強化加算

### ・特掲診療料の施設基準に係る届出

- (1) 初期加算及び運動器リハビリテーション料(I)
- (2) 初期加算及び脳血管疾患等リハビリテーション料(II)
- (3) 急性期リハビリテーション加算
- (4) 入院ベースアップ評価料24
- (5) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- (6) CT撮影及びMRI撮影
- (7) 酸素の購入価格に関する届出

## 3. 入院時食事療養(I)

当院では、「入院時食事療養(I)を算定する食事療養の基準」に適合しております。

これは、管理栄養士により管理された食事を適時(夕食については午後6時)、適温で提供するものです。

入院中の食事については、1食あたり510円(低所得者240円、190円、110円)の食事負担が必要です。

この食費負担を食事療養標準負担額といいます。

## 4. 保険医療機関の従事者以外の者による看護(付添看護)について

当院においては、患者様の負担による付添看護は認められておりません。